

企業会計審議会 第47回監査部会に対するコメント

2020年3月13日

手塚 正彦

(日本公認会計士協会 会長)

今回の監査基準の改訂については、国際的な監査基準との整合性を確保しつつ、我が国の監査品質の向上につながるものであることから、賛成します。

なお、「その他の記載内容」に関する改訂の適用時期は、以下の理由から、2022年3月期からの適用とすることが適切と考えます。

今般の監査基準の改訂により、監査人は、「その他の記載内容」を通読し、「その他の記載内容」と財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかについて検討することが求められるとともに、「その他の記載内容」の通読及び検討に当たって、財務諸表や監査の過程で得た知識に関連しない内容についても、重要な誤りの兆候に注意を払うことが求められることとなります。さらに、報告すべき事項の有無並びに報告すべき事項がある場合はその内容を監査報告書に記載することになります。この基準改訂は、「その他の記載内容」を作成する被監査企業の決算・開示スケジュールに影響を及ぼすとともに、監査人が財務諸表以外の情報に関して実施する手続を理解するための準備期間が必要と考えます。2021年3月期の開始は目前であり、監査実務に非常に大きな影響を及ぼすと想定されている監査上の主要な検討事項（KAM）の強制適用が開始される時期です。本基準改正の趣旨を監査人である会員に十分に周知し実務対応を万全にする観点からも、「その他の記載内容」の改訂は2022年3月期からの適用とすることが適切と考えます。

改訂監査基準の記載事項のうち、以下の2点について、コメントを提出します。

1. 「その他の記載内容」に関する監査報告書の記載について

現在の基準案の第四報告基準八その他の記載内容2においては、「監査人は、その他の記載内容に関して、その範囲、経営者及び監査役等の責任、監査人は意見を表明するものではない旨・・・を監査報告書に記載しなければならない」とされていますが、この記載のみでは、保証業務としてのいかなる結論も表明するものではない、という趣旨が監査報告書利用者に正確に伝わらない可能性があると考えます。したがって、国際監査基準（ISA）720と平仄を取り、「監査人は、その他の記載内容に関して、その範囲、経営者及び監査役等の責任、監査人はその他の記載内

容に対していかなる保証業務に関する意見もしくは結論を表明するものではない旨・・・を監査報告書に記載しなければならない」との記載にすべきと考えます¹。

2. 特別な検討を必要とするリスクについて

現在の基準案の第三実施基準二監査計画の策定5 において、一文目と二文目の関係が明確ではないと考えます。特別な検討を必要とするリスクの定義を記載した上で、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合の監査人の対応を記載した方が分かりやすいと考えます。

以 上

¹ なお、「保証業務に関する結論」という表現は、企業会計審議会「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」においても使用されている（八. 1）。また、「四半期レビュー基準」でも、「第一. 四半期レビューの目的」において、「四半期レビューの目的は、…監査人が自ら入手した証拠に基づいて判断した結果を結論として表明することにある。」とされている。従って、上記の修文案は、我が国における保証業務に関する基準等における表現とも平仄が合っていると考えます。